

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	子ども子育て支給の認定, 請求, 審査, 支払いに関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行方市は, 子ども子育て支給の認定, 請求, 審査, 支払いに関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり, 特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し, 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い, もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

行方市長

公表日

令和4年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支給の認定, 請求, 審査, 支払いに関する事務
②事務の概要	<p>1. 支給認定事務:「保育の必要性」によって認定区分を判定し, 認定証を利用者に交付 2. 利用調整:入所選考基準に基づいて, 施設別, 指数順, 入所希望状況等の各種リスト作成, 利用調整事務の支援 3. 請求審査支払:事業所からの請求に対して, 審査, 支払処理 4. 負担額徴収管理:住民から徴収する負担額の徴収管理 5. 交付金申請:支給実績等情報, 給付台帳情報, 給付費に係る台帳情報を国システムと連携</p> <p>申請・届出等は窓口, 郵送, 及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送, マイナポータルのお知らせ機能で通知する。</p>
③システムの名称	子ども子育てシステム, 学童保育システム, 宛名管理システム, マイナポータル, いばらき電子申請・届出サービス
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育て児童台帳情報ファイル, 子ども子育て家族台帳情報ファイル, 学童保育児童台帳情報ファイル, 学童保育家族台帳情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下,「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一 第94項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号, 別表第二第13項, 第116項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10条の3, 第59条の2の2 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施しない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民福祉部こども福祉課
②所属長の役職名	こども福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行方市市民福祉部こども福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	行方市市民福祉部こども福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月26日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月26日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	未定	実施する	事後	
	I-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(追加)		事後	
	I-5.評価実施機関における担当部署名①部署	保険福祉部こども福祉課	市民福祉部こども福祉課	事後	
	I-5.評価実施機関における担当部署名②所属長の役職名	こども福祉課長 近藤 芳子	こども福祉課長	事後	
	I-7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	行方市保健福祉部こども福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111	行方市市民福祉部こども福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111	事後	
	I-8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	行方市保健福祉部こども福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111	行方市市民福祉部こども福祉課 茨城県行方市玉造甲404 0299-55-0111	事後	
	IV-1提出する特定個人情報保護評価書の種類	(追加)		事後	
	IV-2目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-3目的を超えた紐付け事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-3権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-4委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-5不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-6目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-6不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-7特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	(追加)		事後	
	IV-8実施の有無	(追加)		事後	
	IV-9従業者に対する教育・啓発	(追加)		事後	
令和2年12月18日	I-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条第7号, 別表第二第13項, 第116項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10条の3, 第59条の2	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二第13項, 第116項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10条の3, 第59条の2 【情報提供の根拠】 ・実施しない	事後	
	II-いつ時点の計数か	令和1年6月28日	令和2年12月18日	事後	
	IV-6.情報提供ネットワークシステムとの接続	「接続しない(提供)」に○の記載なし	「接続しない(提供)」に○の追記	事後	
令和4年3月31日	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1. 支給認定事務:「保育の必要性」によって認定区分を判定し, 認定証を利用者に交付 2. 利用調整: 入所選考基準に基づいて, 施設別, 指数順, 入所希望状況等の各種リスト作成, 利用調整事務の支援 3. 請求審査支払: 事業所からの請求に対して, 審査, 支払処理 4. 負担額徴収管理: 住民から徴収する負担額の徴収管理 5. 交付金申請: 支給実績等情報, 給付台帳情報, 給付費に係る台帳情報を国システムと連携	1. 支給認定事務:「保育の必要性」によって認定区分を判定し, 認定証を利用者に交付 2. 利用調整: 入所選考基準に基づいて, 施設別, 指数順, 入所希望状況等の各種リスト作成, 利用調整事務の支援 3. 請求審査支払: 事業所からの請求に対して, 審査, 支払処理 4. 負担額徴収管理: 住民から徴収する負担額の徴収管理 5. 交付金申請: 支給実績等情報, 給付台帳情報, 給付費に係る台帳情報を国システムと連携 申請・届出等は窓口, 郵送, 及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送, マイナポータルのお知らせ機能で通知する。。	事後	
	I-1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	子ども子育てシステム, 学童保育システム, 宛名管理システム	子ども子育てシステム, 学童保育システム, 宛名管理システム, マイナポータル, いばらぎ電子申請・届出サービス	事後	
	I-4.情報共有ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号, 別表第二第13項, 第116項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10条の3, 第59条の2 【情報提供の根拠】 ・実施しない	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号, 別表第二第13項, 第116項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第10条の3, 第59条の2の2 【情報提供の根拠】 ・実施しない	事後	
	II-いつ時点の計数か	令和2年12月18日	令和4年1月26日	事後	